

# 平成30年度秋田県計画に関する 事後評価

**令和2年 1月** (当初)

**令和3年 1月** (追記・修正)

**令和3年11月** (追記・修正)

**令和4年11月** (追記・修正)

**令和5年11月** (追記・修正)

**秋田県**

(令和4年度事業実施分のみ)

### 3. 事業の実施状況

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 6 (医療分)】 遠隔画像連携システムによる急性期脳卒中治療ネットワークの構築事業	【総事業費】 126,901 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	脳卒中急性期を担う病院、県	
事業の期間	平成30年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	秋田県には脳血管内治療専門医が少なく、広い県土に点在する地域の中核的な病院でも、脳血管内治療専門医がいない病院が多い。このため、救急搬送手段に加え、遠隔画像診断支援システムの活用により、急性期脳卒中医療を担う病院間の機能分化・連携を進め、県内における脳血管内治療の均てん化を図っていく必要がある。 アウトカム指標：脳血管疾患患者の年齢調整死亡率（人口10万対） 【男性】H27:52.2 → R4:39.6 → R5:37.8 【女性】H27:26.9 → R4:21.7 → R5:21.0	
事業の内容（当初計画）	脳卒中患者の救急搬送を受け入れる救急告示病院に遠隔画像連携システムを導入し、導入病院間のネットワークを構築し、急性期から不足する高度急性期及び回復期への機能分化を図ることで、県内のどこにいても病院間ネットワークを通じて、速やかに適切な専門的治療が受けられる体制を目指す。	
アウトプット指標（当初の目標値）	遠隔画像連携システムにより連携している病院数（26病院） ※現在の計画では、R7までに22病院への導入を目指している。 (R4:8病院 → R5:13病院 → R6:17病院 → R7:22病院)	
アウトプット指標（達成値）	遠隔画像連携システムにより連携している病院数 R3:5病院 → R4:8病院	
事業の有効性と効率性	アウトカム指標：脳血管疾患患者の年齢調整死亡率（人口10万対） 男性：45.5 女性：22.3 (R4) (1) 事業の有効性 MRI や CT 等の画像情報が迅速に共有されることで、急性期疾患における各医療機関での治療開始までの時間短縮や、専門的知識を持った医師からのアドバイスにより、移送元の医療機関において適切な初期対応ができる。 (2) 事業の効率性 遠隔画像連携システムが導入され、各救急告示病院で活用されることにより、急性期疾患の治療成績の向上が見込まれる。	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 7 (医療分)】 介護・福祉施設近接型の診療所整備 (エリア構想) 準備検討会設置運営事業	【総事業費】 905 千円
事業の対象となる区域	能代・山本区域	
事業の実施主体	秋田県	
事業の期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>地域医療構想では「急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するための病床機能の分化・連携の推進」をすることとしている。これに対し広大な県土を有し、少子高齢化が進む本県の中山間地域や過疎地域においては、一次医療の体制が不十分な地域や、将来的な存続が危ぶまれている地域があり、一連のサービスを地域において総合的に確保するためには、こうした過疎地域の患者が安心できる一次医療提供体制を確保する必要がある。</p> <p>アウトカム指標：エリア構想に基づき整備した診療所数 (1 施設)</p>	
事業の内容 (当初計画)	<p>本事業では、関係者が地域において、現在、提供されている医療介護サービスの現状や人口動態を含む将来のニーズの見込み等を調査し、地域の不足している医療介護サービス内容や地域で必要な体制整備の方向性について検討し、コンセンサスを図るものである。本事業での検討結果を踏まえ、次の段階の事業では、医師派遣や施設整備への支援を行い、構想の実現を目指していく。</p>	
アウトプット指標 (当初の目標値)	介護・福祉施設近接型の診療所整備 (エリア構想) 準備検討会設置市町村数(H30:1)	
アウトプット指標 (達成値)	藤里町を対象地区とし、医療関係者や自治体関係者からなる検討会を開催	
事業の有効性と効率性	<p>アウトカム指標：エリア構想に基づき整備した診療所数 0 施設</p> <p>(1) 事業の有効性 医療従事者の確保や財政的な問題等から、介護・福祉施設近接型の診療所整備は実現しなかったものの、本検討会を通じて公民館等を活用した遠隔診療の可能性など、診療所整備に代わる医療提供体制が協議された。</p> <p>(2) 事業の効率性 本協議会の検討成果等を他の地域にも周知し、今回のモデル地区以外でも、過疎地域におけるオンライン診療などの活用を促進していく。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 20 (医療分)】 認定看護師等養成事業	【総事業費】 16,447 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	認定看護師教育機関に看護職員を派遣する医療機関等	
事業の期間	平成30年4月1日～令和6年3月31日 (毎年度実施) <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県民の医療ニーズに対し、効率的で質の高い医療を提供するため、医師をはじめとする医療従事者の不足・地域による偏在の解消に向けた事業を一層推進する必要がある。 アウトカム指標： 認定看護師登録者数 (H29：176人 → R2：221人 → R4：221人)	
事業の内容(当初計画)	高水準の看護技術と知識を持った認定看護師の配置を推進するため、認定看護師教育機関に看護職員を派遣する医療機関等に対して助成する。	
アウトプット指標(当初の目標値)	認定看護師研修受講者数 (R3：16人)	
アウトプット指標(達成値)	認定看護師研修受講者数 H30：6人 R1：2人 R2：4人 R3：6人 R4：2人	
事業の有効性と効率性	<p>アウトカム指標： 認定看護師登録者数 (H29：176人 → R1：193人 → R2：202人 → R3：208人 → R4：210人)</p> <p>(1) 事業の有効性 アウトプット指標は目標達成していないが、認定を受けた看護職(R4：210人)は増加しており、また、所属施設数も拡大し、本事業の効果が全県の病院に波及しつつある。 本事業の実施により、医療現場の高度化・専門化に対応し、緩和ケア・感染管理・認知症看護など特定の分野において、水準の高い看護実践ができる認定看護師が多く養成され、認定看護師を配置する医療機関数の増加が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性 本事業の実施により、各医療機関において、熟練した看護技術を用いて水準の高い看護を提供できるようになるほか、認定看護師が看護実践を通して看護職に対しての指導やコンサルテーションを行うことで、看護現場全体における質の向上が図られた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 21 (医療分)】 特定行為研修事業	【総事業費】 6,000 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	特定行為指定研修機関に看護職員を派遣する医療機関等	
事業の期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日 (毎年度実施) <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、今後の急性期医療や慢性期医療、在宅医療等の各々の場で活躍が期待されている看護師を養成していく必要がある。</p> <p>アウトカム指標： 特定行為研修終了看護師が配置されている施設数 (H29:1か所 → R2:7か所 → R4:15か所)</p>	
事業の内容 (当初計画)	在宅医療や急性期及び慢性期医療における特定行為を行う看護師の需要が見込まれており、特定行為研修を修了した看護師を確保するため、研修に看護師を派遣する医療機関等に対して助成する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	特定行為研修受講者数 (R2:6人)	
アウトプット指標 (達成値)	特定行為看護師研修受講者数 R2:4人 R3:3人 R4:10人	
事業の有効性と効率性	<p>アウトカム指標 特定行為看護師が配置されている施設数 (H29:1か所 → R2:8か所 → R3:11か所 → R4:21か所)</p> <p>(1)事業の有効性 特定行為看護師は増加しており、また、所属施設数も拡大し、本事業の効果が全県の病院に波及しつつある。 本事業の実施により、医療現場の高度化・専門化に対応し、今後の急性期医療から在宅医療等を支える看護実践能力の高いチームづくりを推進できる特定行為看護師が養成された。</p> <p>(2)事業の効率性 本事業の実施により、各医療機関において、熟練した看護技術を用いて水準の高い看護を提供できるようになるほか、特定行為看護師が看護実践を通して看護職に対する指導やコンサルテーションを行うことで、看護現場全体における質の向上が図られた。</p>	
その他		